

さらなる飛躍を目指し 国東市は移住・定住対策を行います

そうだ!国東市でパートナーを見つけよう!



国東市婚活・定住支援奨励交付金制度

《制度内容》独身男女のお付き合いのキッカケ作りやお見合いの場を作り、その男女が結婚し国東市に定住した場合にそのお世話をした人に対し、国東市から10万円の奨励金を交付します。

《奨励金が交付される時の条件》「お世話をした方(=奨励金が交付される方)」と「お世話により結婚した男女」のそれぞれに幾つかの条件があります。



【お世話をした方の条件】

- お世話をした方が、市の講習を受けた、「くにさき婚活応援団員」であること。
- お世話をした方が、市税などの税金を滞納していないこと。

【お世話により結婚した男女の条件】

- 結婚した男女のどちらかがお世話した人の3親等以内の親族でないこと。(注:3親等とは、「叔父叔母・甥姪」の関係です)
- 結婚した男女共に50歳以下であること。
- 結婚した男女が3年間以上、国東市に定住する意思があること。
- 平成28年4月1日以降に結婚した男女であること。

くにさき婚活応援団お見合い活動支援制度

《制度内容》

くにさき婚活応援団員が設定し、経費を支払った、当該独身者の初回のお見合いに掛かる費用(会食費や施設借上げ料)について、5,000円を上限に支援金を交付します。

《支援金が交付される時の条件》

- 初対面の男女のお見合い費用は、支援金の交付対象になります。
 - 1度会っている男女のお見合い費用は、支援金の交付対象ではありません。
- お見合いの実施を証明する資料(領収証、お見合い時の写真等)の提出が支援金の交付に必要となります。

くにさき婚活応援団員募集!

独身男女を結婚へと結びつけるキューピット役「くにさき婚活応援団員」を募集しています。

国東市では、市内の若者定住と未婚化や晩婚化による少子化の解消を図るため、独身男女のお付き合いのきっかけ作りやお見合いの場を作り、その男女が結婚し国東市に定住した場合にそのお世話をした方(くにさき婚活応援団員)に対し、国東市から10万円の奨励金を交付する制度がありますので、積極的な応募をお待ちしています。

【登録からのながれ】

- ① 団員登録 ▶ ② 講座受講(1時間程度) ▶ ③ 団員認定証交付

問合せ先 活力創生課 地域支援係 ☎0978-72-5175

そうだ!国東市で住まいを見つけよう!

① 国東市あったか家族マイホーム新築・購入応援奨励金

対象者 平成28年4月1日以降に契約をされた方
土地及び建物の総額が100万円以上で、その費用の2分の1以内で交付(千円未満切捨て)
中古物件でもOK!



①平成28年4月1日以降の県外からの転入者で、居住用住宅の取得に係る契約を締結した日が転入後1年以内の方。



上限150万円

②平成28年4月1日以降の市外からの転入者で、居住用住宅の取得に係る契約を締結した日が転入後1年以内の方。



上限100万円

③平成28年4月1日以降に居住用住宅の取得に係る契約を締結した方で、市内の方。



上限50万円



上記に該当する方で18歳未満の子どもがいる場合は、1人につき10万円を加算して交付します。

② 国東市がんばれ子育て新築住宅・購入応援奨励金

対象者 平成27年4月1日～平成28年3月31日に契約をされた方
土地及び建物の総額が300万円以上の場合に限ります。
中古物件でもOK!

平成27年4月1日～平成28年3月31日までの間に居住用住宅を取得した日又は居住用住宅の取得に係る契約を締結した日が該当する方で、その時点において申請者が属する世帯の18歳未満の子ども1人につき10万円を奨励金として支給します。

※契約締結から1年以内に申請してください。期限を過ぎると支給できません。

③ 国東市移住シングルペアレント生活応援事業補助金

対象者 転入者でひとり親家庭の方

- ①他の住宅手当等家賃補助を差し引いた額の1/2。
- ②家賃補助額の上限は月1万円とし、最大36月の補助とする。
- ③引越費用補助については、補助金の交付は移住年度の1回のみとする。
- ④引越費用の補助額の上限は15万円として、千円未満は切捨てる。